

ひょうご消費者ネットが冠婚葬祭サービス業者の条項削除を申入れ

2009. 6. 11

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネットは、2009年6月11日、株式会社ベルコサービス（以下、ベルコサービス）が冠婚葬祭サービス契約を解除した場合に50%しか返金しないとする契約条項は消費者契約法に反するとして、その使用を中止するよう求める申入れを行いました。

ベルコサービスは、消費者が将来の冠婚葬祭に備えて27万円から100万円を一括前払いし、冠婚葬祭が生じた際には割増しされた役務を、株式会社ベルコに委託して提供する「プラチナサポート契約」を実施し、消費者とプラチナサポート規約（以下、本規約）により契約を締結しています。

本規約には、「この契約は加入者の申し出により解約することができます。但し、解約時の返金は納入金額の二分の一となります。」との条項（以下、本件解約料条項）があります。この結果、たとえば、100万円の費用を前払いして加入した場合は、冠婚葬祭サービスを全く受けずに解約しても50万円しか返金されないこととなります。

消費者契約法第9条第1号は、契約解除に伴う損害賠償を予定する条項について、平均的な損害の額を超える部分について無効と定め、第10条は、信義則に反して消費者の利益を一方的に害する条項は無効と定めています。本件解約料条項は、実際の損害は契約締結費用など少額にとどまるのに、50%を控除して50%しか返金しないと定めており、消費者契約法に反すると考えます。

よって、ひょうご消費者ネットは、ベルコサービスに対して、別紙の申入書を送付し、本件解約料条項の使用の中止を求めるものです。

特定非営利活動法人 ひょうご消費者ネット

〒650-0022 兵庫県神戸市中央区元町通6丁目7番10号 元町関西ビル3階
かげやま司法書士事務所内 TEL 078-361-7201 FAX 078-361-7228
ホームページ <http://hyogo-c-net.com> 会員140名

ひょうご消費者ネットは、2008年5月、消費者契約法13条により認定された適格消費者団体。同法12条により、事業者が消費者契約法8条から10条の不当条項を使用することの停止（差止め）を請求する権利（消費者団体訴訟）を付与されています。

ひょうご消費者ネットの主な申入活動

- 2006年8月21日 生命保険協会に対して、生命保険の訪問販売でクーリング・オフを拒否している取扱いを是正するよう申入れ
- 2007年3月2日 資格試験予備校11社に対して、中途解約を制限する条項の是正を申入れ
- 2007年6月5日 日本郵政公社に対して、汚損をした未使用切手の使用や交換をできないとする郵便約款を改善するよう申入れ
- 2008年5月28日 ジャルツアーズに対して、JAL利用クーポンの失効条項の是正を申入れ
- 2009年3月18日 ジャルツアーズに対して、上記条項の差止を求めて神戸地裁に提訴